

# 「個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則(仮称)」等の制定

## (案) に対する意見と県の考え方

千葉県総務部審査情報課個人情報保護班

- 1 パブリックコメント実施期間 令和5年2月9日(木)～3月10日(金)
- 2 意見提出者数(意見の延べ件数) 1人(4件)
- 3 提出された意見の概要と県の考え方

※提出された意見について、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。

	御意見の概要	県の考え方
1	警察職員の氏名の開示・不開示については、法78条1項5号で対応すれば足りる。例えば、警察官が出席した市民公開講座であるとか、司法警察ではなく行政警察の分野でも警部補以下の警察官や同階級相当以外の警察職員の氏名が不開示とされている。これらの情報を不開示とすることで刑事司法分野に支障が生じるとはいえないから、警察職員であって規則で定めるものを開示情報から除く旨の規定を設けるべきではない。	警察職員であって規則で定めるもの(警部補以下の階級にある警察官及び同階級に相当する職にある警察官以外の警察職員)の氏名については、警察の取り扱う情報が、犯罪捜査に関わりうるものであり、警察職員の職務の特殊性から、開示される情報から除かれるものとなっているところです。
2	写しの送付費用の納付方法については、郵便切手、ゆうちょ銀行の定額小為替証書、現金書留による現金で納付する方法が現状で認められていることから、これらを新法施行後もなお維持すべきである。	新制度移行後も、現状を維持させていただきます。
3	現状として、レターパックの費用を開示請求者が負担することにより、写しの送付を実施することができていることから、これを新法施行後もなお維持すべきである。	
4	写しの送付費用については納入通知書による納付をすることができることとすべきである。	いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。